

静岡県公立学校教職員行動規範

私たちは、児童生徒、保護者、地域から信頼される教職員であり続けるために以下のことを常に意識し、教育に携わる者であることの自覚をもって行動します。

- 1 私たちは、互いに相談し合える職場を目指し、より良い関わり合いの中で伝えるべきことを伝え、高め合う教職員であり続けます。
- 2 私たちは、学校全体で児童生徒を守り、成長を支えています。
- 3 私たちは、児童生徒への指導はチームでの対応を基本とし、児童生徒と適正な距離感を保つため、所属校の校内ルールを守ります。
- 4 私たちは、児童生徒とよりよい関係を築いていくため、また、教職員として自分自身を守るため、以下の点を常に心掛けます。

○児童生徒からの信頼や敬慕は「教育者としての教職員」に対するものであり、それ以上の感情ではないことを理解し、客観的な立場で冷静に対処します。

○児童生徒への指導や助言の場では適切な距離感を保ち、以下のことは行いません。

- ・個人の電子メールや SNS を使って児童生徒へ私的な内容の連絡をすること
- ・私的な内容の連絡を目的として、SNS の ID アカウント等を交換すること

《教育委員会から教職員の皆様へ》

大切な児童生徒や同僚の先生方を守るために、「おかしいと思ったこと」「気がかりなこと」は、管理職に相談してください。また、下記の専用窓口へ直接相談していただいてもかまいません。（相談者のプライバシーは守られます。）

< 静岡県教職員不祥事根絶窓口 >

① 内部窓口

- ・電話・FAX 054-221-2842(兼用)
- ・フリーダイヤル 0120-793-242
- ・文書郵送先 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
教育総務課監察班「静岡県教職員不祥事根絶窓口」あて
- ・メール SDO「静岡県教職員不祥事根絶窓口」のメールボックスあて
E-mail : kyoiku-tuho@pref. shizuoka. lg. jp

② 外部窓口 西村好順弁護士（西村好順法律事務所）

- ・電話 03-5772-2433 FAX 03-5772-2443
- ・文書郵送先 〒107-0062 東京都港区青山4-16-3 南青山オークビル B1階
※FAX 又は郵便の場合は「静岡県教職員不祥事根絶窓口」への通報の旨を明記